

## 松本都市計画 寿小赤地区 地区計画

平成 10 年 7 月 30 日決定 松本市告示第 265 号  
平成 20 年 12 月 19 日変更 松本市告示第 706 号

区域の整備・開発及び保全の方針	名 称	寿小赤地区 地区計画
	位 置	松本市寿南一丁目の一部の区域
	面 積	約 7.2 h a
	地区計画の目標	本地区は、民間の開発行為により宅地の分譲が行われている。 そこで、今後予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化及び不良な街区の形成を防止し、緑豊かな市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	県道新茶屋塩尻線沿道は、地区内の利便性向上のため、店舗併用住宅、沿道サービス業等の土地利用を図る。 地区南西側については、共同住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。 他の地区は、良好な一戸建て住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。
	地区施設の整備方針	民間開発行為により、地区内に区画道路（W = 6 m）を配置する。
	建築物等の整備方針	本地区全体について、建築物の用途の制限、敷地の最低限度の規制、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又はさくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策により、ゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。 意匠については、「松本市景観計画」の内容を守った建築物、工作物を誘導する。 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。また、植栽の枝等が道路及び隣地等にはみ出さないよう、管理に努めるものとする。
その他保全の方針	本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。 資材置き場及びゴミ捨て場は、設置しない。 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。 道路のすみ切り部分（交差点内）は、自動車の出入り口としない。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	区画道路を次のように定める。				
			道路	名称	幅員	延長	備考
				区画道路	6 m	約 1,313 m	
		合計		約 1,313 m			
		地区の細区分	A 地区		B 地区		
		地区の細区分面積	約 6.0 ha		約 1.2 ha		
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 第2種低層住居専用地域に建築してはならない建築物 2 共同住宅又は長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が 39 m <sup>2</sup> 以下の建築物 3 畜舎		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 共同住宅又は長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が 39 m <sup>2</sup> 以下の建築物 2 畜舎		
		敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup>				
		壁面の位置の制限	建築物(床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以内の建築物、床面積の合計が 30 m <sup>2</sup> 以内の壁面を有しない建築物及びゴミステーションを除く。)の外壁(出窓及び戸袋を除く。)又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.5m 以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0m 以上とする。				
		建築物等の高さの最高限度	12 m				
垣又はさくの構造の制限	道路境界線側の構造は、次に掲げるものとする。(門柱その他これらに類するものを除く) 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ 0.6m 以下の擁壁、石積み等。ただし、0.7m 以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地の地盤面以下のものは、この限りでない。 3 敷地地盤面又は 2 で設置したものの上に高さ 1.5m 以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもの						

「区域は、計画図表示のとおり」

マルイチ産商 マルイチ産商  
サンプレスコ サンプレスコ

# 寿小赤地区 地区計画 計画図

特別養護  
老人ホーム  
寿寿園

本市寿  
イサ  
サービ

寿園

中部電力  
寿電所

凡 例	
地区計画区域	——
A地区	▣
B地区	▤

県道 町村白川村井停車場

田川緑地

